

川崎市精神医療審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき設置された川崎市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項は、法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(基本理念)

第2条 審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する観点から、その運営に当たっては、公正かつ迅速な対応を基本として審査を行うものとする。

(合議体)

第3条 審査会に次の各号の合議体を置く。

(1) 第1合議体

(2) 第2合議体

2 各合議体の委員は、審査会会長が指名する。

3 審査会会長は、必要があると認めるときは、合議体会議の開催の都度他の合議体の委員のうちから臨時委員を指名することができる。

4 合議体を構成しない委員を予備委員とする。

5 審査会会長は、合議体に属さない予備委員を法14条で定める合議体の委員数を超えない範囲で指名することができる。

6 審査会に設置すべき合議体の数については、退院等の請求等の審査が迅速（請求等があつてから概ね1ヶ月以内）かつ適切に行われるよう設置し、審査件数等に応じて合議体数の見直しを行うこととする。

(合議体の所掌事務)

第4条 個別の審査案件に関しては、すべて合議体において取り扱うものとする。

2 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。

3 個別の案件の審査に関して、原則として単一の合議体により審査を行うものとする。

4 市長が審査会の審査結果を通知した後、通知を受けた患者等から退院等に関して同様の内容と判断される請求がなされ、かつ市長が審査会で審査を行う必要があると判断した場合、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができることとする。

(合議体の委員長及び副委員長)

第5条 合議体に委員長及び副委員長各1人を置き、合議体の委員の互選により定める。

2 委員長は、合議体を代表し、合議体を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(合議体の会議)

第6条 合議体の会議は、必要に応じ、委員長が召集し、その議長となる。

2 合議体の議事は、議長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、次回の会議において引き続き審査を行うものとする。

(補欠委員の任期)

第7条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の排除)

第8条 合議体を構成する委員（以下「委員」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。

- (1) 委員が、当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）が入院している精神病院の管理者又は当該精神病院に勤務（非常勤を含む。）している者であるとき。
- (2) 委員が、当該患者に係る直近の定期報告に関して診察を行った精神保健指定医であるとき、又は入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った精神保健指定医であるとき。
- (3) 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。
- (4) 委員が、当該患者の配偶者若しくは、三親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

2 委員は、前項に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、議事に加わらないことができるものとする。

(合議体の審査の非公開)

第9条 合議体の審査は、非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

(退院等の請求審査に係る意見聴取)

第10条 合議体は、法第38条の5第3項に係る審査を行う場合は、原則として精神医療に関して学識経験を有する委員1名以上を含む委員2名以上により、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神病院の管理者の意見(代理人を含む。)を聴かなければならないものとする。ただし、当該請求受理以前6ヶ月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴

取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りではない。

2 前項の意見聴取は、原則として審査に先立って行うものとし、意見聴取を行う委員は、委員長がその都度指名するものとする。

3 意見の聴取は、原則として面接の上、行うこととする。

ただし、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。

4 合議体は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者であっても当該患者又は、当該患者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人または保佐人(以下「家族等」とする)から意見を聴くことができる。

5 面接の際に審査を行う委員は意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。

なお、精神病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利養護を受ける権利のあることを知らせなければならない。

6 請求者が当該患者の家族等の場合であって、遠隔地に居住している等やむを得ない事情がある場合には、書面の提出をもって面接に代えることができる。

7 意見聴取に当たっては、あらかじめ聴取事項を記載した用紙を送付し、記載を求めることができるものとする。

8 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定である委員により診察を行うことができる。

9 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、精神病院の管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(請求者に対する確認等)

第10条の2

市長は、精神病院の管理者その他関係者に対し、請求者が当該病院に入院していること及び請求者に対し、その意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないように配慮するものとする。

2 代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。

なお、請求者が家族等の場合は、入院に同意した家族等であるか確認することとする。

ただし、行方の知れない者、当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族、家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、成年被後見人又は被保佐人、未成年者を除く。

(関係者への通知)

第10条の3

市長は、当該請求を受理した場合、その旨を速やかに請求者、当該患者及び病院管理者に対し、書面又は口頭により連絡するものとする。

(退院等の請求審査に係る関係者の意見聴取等)

第11条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。

- (1) 当該患者
- (2) 請求者
- (3) 病院管理者又はその代理人
- (4) 当該患者の主治医等
- (5) 当該患者の入院に同意した家族等

また、上記（３）及び（４）の者に対しては報告を求めることができる。

２ 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて以下の者に対して出頭を命じて審問することができる。

（１）病院管理者又はその代理人

（２）当該患者の主治医等

（３）その他関係者

３ 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見陳述することができる。ただし、請求者が当該患者である場合には、前条の意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りではない。しかし、当該患者に弁護士である代理人がおり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

（退院等の請求審査に係る資料の非開示）

第 12 条 退院等の請求審査に係る合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

（退院等の請求審査に係る市長に対する報告徴収等の要請）

第 13 条 合議体は、審査をするに当たって特に必要と認める場合には、市長に対して、法第 38 条の 6 に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状況確認が必要と判断したときも同じこととする。

(退院等の請求審査に係る市長への審査結果の通知)

第14条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次の各号に示した内容の結果を通知するものとする。

(1) 退院の請求の場合

- ア 引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められること
 - イ 他の入院形態への移行が適当と認められること
 - ウ 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること
 - エ 入院の継続は適当でないこと
 - オ 合議体が退院の請求を認めない場合であっても、当該請求の処遇に関し適当でない事項があるときは、その処遇内容が適当でないこと
- 前記通知には理由の要旨を付すものとする。

なお、別途、審査会は審査結果について、市長、当該患者が入院する精神病院の管理者、及び当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

(2) 処遇改善請求の場合

- ア 処遇は適当と認めること
- イ 処遇は適当でないこと、及び合議体が求める処遇を行うべきこと

なお、別途、審査結果に付して、市長に対して参考意見を述べることができる。

(退院等の請求審査中の請求取り下げ等の取り扱い)

第15条 退院等の請求審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、審査会はそれにより審査を終了する。ただし、特に審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認

めた場合はこの限りではない。

- 2 退院等の請求が市長になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。また、退院の請求には現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

(審査手続きの省略等)

第16条 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は第37条に基づく厚生大臣の定める処遇の基準その他患者の人権に直接係る処置に関する請求以外の請求である場合には、第10条及び第11条の規定による手続きを省略し、直ちに審査を行うものとする。

- 2 審査会は、退院の請求がなされた場合においても、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の家族等と協議することができる。

(電話相談の取り扱い)

第17条 市長は、精神病院に入院中の患者から電話相談を受けたときは、その内容及び対応を次の回の審査会に報告するものとする。合議体は、当該電話相談のうち口答による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。その場合、次の合議体の審査において当該請求を審査することとする。

(定期報告等の審査に係る事前手続)

第18条 審査会は、法第38条の3第2項に係る審査を行う場合は、当該審

査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付する等により、検討を依頼することができる。また、必要事項の記載漏れ等を事前に点検することができる。

2 委員による診察は、第10条第8項に準じる。

3 診療録その他の帳簿書類の提出は、第10条第9項に準じる。

(定期報告等の審査に係る意見聴取)

第19条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。

(1) 当該患者

(2) 病院管理者又は代理人

(3) 当該患者の主治医等

2 審問については、第11条第1項に準ずる。

3 審査会は、入院時の届出に添付されている入院診療計画書に記載されている推定されている入院期間が、特段の理由なく1年以上の期間とされていないか確認する。

4 審査会は、定期病状報告の審査に当たっては、添付されている医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、医療保護入院者退院支援委員会の審議において特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。

また、任意入院者及び医療保護入院者については、特段の理由なく1年以上の入院が必要であると判断されていないか確認する。

(定期報告等の審査に係る市長に対する実地審査の実施要請)

第20条 審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対し、法第38条の6の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神病院に対して

市長が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

(審査結果の通知)

第21条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

- (1) 現在の入院形態での入院が適当と認められること
- (2) 他の入院形態への移行が適当と認められること
- (3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること
- (4) 合議体の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当であること
- (5) 入院の継続は適当でないこと
- (6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときは、その処遇内容が適当でないこと

前記通知には、理由の要旨を付すものとする。

なお、別途、合議体は、審査結果について市長に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

2 市長は、審査会が前項第2号から第6号のいずれかに該当すると判断した場合、審査結果に基づき必要な措置を行うとともに、請求者、当該患者及び病院管理者に対し、審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

(庶務)

第22条 審査会の庶務は、事務局（健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター）において処理する。

附 則

この運営要綱は、平成8年4月25日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成12年5月29日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成15年3月12日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成26年4月1日から施行する。